

豊田市高等教育活性化推進プラットフォーム運営会議 設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市高等教育活性化推進プラットフォーム運営会議（以下「豊田 PF 会議」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 豊田市高等教育活性化推進プラットフォーム（以下「豊田 PF」という。）の意思決定や豊田 PF における連携事項を円滑に推進するため、豊田 PF 会議を設置する。

(権限)

第3条 豊田 PF 会議は、本プラットフォームの運営に係る以下の事項を決定する。

- (1) 本プラットフォームの参画組織に関すること
- (2) 本プラットフォームの中長期計画策定や見直しに関すること
- (3) 本プラットフォームの評価に関すること
- (4) 本プラットフォームの代表大学等に関すること

(組織)

第4条 豊田 PF 会議は、以下の組織で構成する。

自治体 豊田市

大学等 愛知工業大学、中京大学、日本赤十字豊田看護大学、豊田工業高等専門学校

産業界等 一般社団法人ツーリズムとよた、宮田電工株式会社、公益財団法人豊田地域医療センター

- 2 新たに大学等、地方自治体及び産業界等の企業又は団体等が本プラットフォームに参画する場合は、豊田 PF 会議の承認を要する。

(構成員)

第5条 豊田 PF 会議は、本プラットフォーム参画大学等における代表者又は代表者より委任を受けた者、大学等の事務取扱担当者、豊田市の担当者と構成する。新たに大学等及び地方自治体、産業界等の企業又は団体等が参画する場合は、それぞれ構成員に加える。

(議長)

第6条 議長は代表校の代表者又は代表者より委任を受けた者とする。

(議決)

第7条 豊田 PF 会議の決議は、構成員の過半数が出席し、出席者の過半数の同意をもって決する。

(開催)

第8条 豊田 PF 会議は年4回開催する。このほか、必要に応じて会議を開催することができる。

(評価)

第9条 毎年度、1回目の豊田 PF 会議において、本プラットフォームの中長期計画における前年度の活動を評価する。

(評価結果の反映)

第10条 前条の評価結果を反映し、必要であれば中長期計画の見直しを行う。

(事務局)

第11条 豊田 PF 会議の事務局は以下の組織が担当する。

豊田市

代表校及び副代表校

一般社団法人ツーリズムとよた

(事務局の業務)

第12条 豊田 PF 会議の事務局は、本プラットフォームの運営に関する企画立案、連絡調整、進捗管理を行う。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年10月25日から施行する。

附則

この要綱の改正は平成30年9月6日から施行する。

この要綱の改正は平成31年4月26日から施行する。

この要綱の改正は令和元年9月24日から施行する。

この要綱の改正は令和5年10月1日から施行する。